

北名古屋市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月策定

北名古屋市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4
6	計画の進捗を多角的に測る指標	5
7	関係法令（令和8年4月1日施行）	6

I 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

北名古屋市では、令和6年2月に「第3期北名古屋市教育大綱」を策定した。その中で、「めざす市民像」として「先人の築いてきた郷土を愛し、ともに手をたずさえ、未来にはばたく人」を掲げた。「めざす市民像」を実現するためには、将来の変化を予測することが困難な時代を前に、どんな時代にあっても力強く未来を切り拓いていける力を子どもたちに養う教育が重要となっている。一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するためには、学校の役割が大きく、教育職員は、子どもたちの人格の望ましい発達と、将来、社会の一員として生き抜く力を育てる大切な仕事を担っている。

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

(2) 対象

本計画は、北名古屋市教育委員会が服務監督を行う学校の職員のうち、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とする。なお、給特法の対象となっていない事務職員等については、労働基準法第36条第1項の協定における時間外労働の限度時間が適用される。

(3) 本市の現状

本市では、働き方改革を推進し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

これまでの取組の結果、令和6年度の本市における時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、小学校で5.7%、中学校で29.1%となっている。この結果の主な要因として、小学校にはない部活動の時間があるため、中学校の割合が多くなっているものと考えられる。

また、月80時間超の教育職員が中学校で3.7%おり、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もある。業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることで質の高い教育を提供するための時間的余裕を創出することが必要である。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月37時間	5.7%	0.0%
中学校	月45時間	29.1%	3.7%

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

○1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

○1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○年間の年次有給休暇の平均取得日数を17日以上にする。

【R6愛知県15.7日】

○ストレスチェックにおける「働きがいを感じている」割合が全国平均を上回る。【R6全国2.6（値の範囲1～4）】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各学校のコミュニティ・スクールを通じて、保護者、地域住民と連携し、児童生徒の登下校時の見守り活動について、学校以外が行う体制を推進する。

◇学校集金の管理

- ・学校での現金の取り扱いを無くすため、修学旅行費は「旅行業者積立方式」、教材費は業者から直接教材等の購入が可能となる仕組みづくりについて検討を進める。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が専門家や関係機関を活用できる環境を充実させることにより、

当該苦情等の対応において、各学校を支援する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することにより、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・民営または公営プールの活用を進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。
- ・学校の施設管理において専門業者による包括管理業務を導入し、効率化、迅速化を図ることで、負担を軽減する。

◇部活動の改革

- ・中学校における土日のすべての部活動を、令和11年度までに地域展開に移行する。平日の部活動については、勤務時間内での設定を行うなど活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の全校配置を継続する。
- ・自動採点システムなどのデジタル技術を導入し、テスト準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・市 ICT 教育推進委員会において、業務改善に関わる取組を検討・推進する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・中学校に設置した校内教育支援センター「ココカラルーム」の充実を図るとともに、小学校での仕組みづくりについて検討する。
- ・各学校が、不登校児童生徒に対し、教育支援センター「パレット」やスクールソーシャルワーカーとの連携を深めることができるように、支援体制を強化する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学期始めや学期終わり、成績処理期間等、繁忙期においては、各学校

の実情を踏まえ、5時間授業を行ったり、部活動を行わない期間を設定したりするなど、日課を柔軟に対応する。

- ・勤務時間外の留守番電話機能に加え、自動録音機能を計画的に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師の面接の機会をもち、助言をもらうなど必要な取組を行う。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ・心身の健康状況についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・長期休業等の期間中に一斉閉庁日を設定し、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう促進する。
- ・定時退校日を適切に設定することを学校に促し、教育職員が早く帰宅しやすい環境づくりを進める。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、取組の進捗状況を定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果や年休取得状況から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、教育職員のウェルビーイングを追求する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域

に対して、「業務の3分類」をはじめとする、本市の業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

- ・校長は、時間外在校等時間の状況を定期的に把握し、必要な場合には校内で改善策を協議し、実施するとともに、その進捗状況を教育委員会に報告する。

6 計画の進捗を多角的に測る指標

表中の「各年度の赤字は目標値・黒字は実績値」

○時間外在校等時間に関する目標

区分	指標	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	目標値
教育職員 (小学校)	4 5時間以下の割合	94.3%	95%	96%	97%	99%	100%	100%
	年平均	37時間	36時間	35時間	34時間	32時間	30時間	30時間
教育職員 (中学校)	4 5時間以下の割合	70.9%	76%	82%	88%	94%	100%	100%
	年平均	45時間	42時間	39時間	36時間	33時間	30時間	30時間

○ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

区分	指標	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	目標値
教育職員	年休の平均取得日数	15日	15日	16日	16日	17日	17日	17日
	働きがいを 感じている割合 ※	3.2 【2.6】	3.3 【2.8】	3.3	3.3	3.4	3.4	全国平均 を上回る

※ ストレスチェック（北名古屋市立学校教職員ストレスチェック）で把握する「働きがいを
感じている割合」の対象者には、週20時間以上の非常勤講師が含まれる。
値の範囲は1～4、4が高評価。【 】は全国平均。

7 関係法令（令和8年4月1日施行）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 【抜粋】

（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

二 業務量管理・健康確保措置の内容

三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。）に報告するものとする。

4 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。

5 都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。